○総務省令第四号

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）の廃止に伴い、国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る業務運営に関する省令及び国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月二十四日

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎

国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る業務運営に関する省令及び国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

第一条　国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る業務運営に関する省令（平成十六年総務省財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「機構が次の各号に掲げる業務を行う場合には、当該各号に掲げる業務」を「機構法附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第六条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）」に改め、各号を削る。

附則第三条中「前条各号に掲げる」を「前条に規定する」に、「とあるのは」を「とあるのは」に、「並びに」を「及び」に改め、「及び機構法附則第九条第三項に規定する業務」を削る。

第二条　国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る財務及び会計に関する省令（平成十六年総務省財務省令第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「及び機構法附則第九条第三項に規定する業務」を削り、「とあるのは」を「とあるのは」に、「並びに」を「及び」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○内閣府告示第七十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　旭川市
二　地域再生計画の名称　〝北のプラチナシティあさひかわ〟実現のための地域再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　旭川市の全域

○内閣府告示第七十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道上川郡当麻町
二　地域再生計画の名称　木でつなぐ輝くわがまち創造計画
三　地域再生計画の区域の範囲　北海道上川郡当麻町の全域

○内閣府告示第七十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　弘前市
二　地域再生計画の名称　弘前市「豊かな自然環境と清潔・魅力的なまちづくり計画」
三　地域再生計画の区域の範囲　弘前市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第八十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　青森県三戸郡五戸町
二　地域再生計画の名称　ふるさとの水環境循環再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　青森県三戸郡五戸町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第八十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　由利本荘市
二　地域再生計画の名称　「自然環境と調和した、優しさのある定住都市」水環境再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　由利本荘市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第八十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　山形県及び鶴岡市
二　地域再生計画の名称　庄内浜の魅力を生かした港整備による漁村活性化計画
三　地域再生計画の区域の範囲　鶴岡市の区域の一部（加茂港、鼠ケ関港及び大岩川漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第八十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福島県及び会津若松市並びに福島県大沼郡会津美里町
二　地域再生計画の名称　豊かな森林（もり）に囲まれた住みよい地域づくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　会津若松市及び福島県大沼郡会津美里町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第八十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　茨城県、常総市及び坂東市
二　地域再生計画の名称　首都圏近郊及び交通インフラを生かした働き・遊び・住み続ける地域創生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　常総市、つくば市及び坂東市の全域